

# コスモス ニュースレター EMC & 安全

Cosmos Newsletter on EMC & Safety

発行日 2026-09-01

No. 189



株式会社 コスモス・コーポレーション Cosmos Corporation

〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718 番地-1

<https://www.safetyweb.co.jp/>

記事の配列は、概ね、国際規格を最初におき、米、欧、オセアニア、アジアの順です。

## コスモス ニュースレター EMC &安全

## 目次

|                                                          |    |
|----------------------------------------------------------|----|
| エグゼクティブサマリー Executive Summary.....                       | 2  |
| IEC: 規格解説: IEC 61000-4-29:2026 の発行情報 .....               | 3  |
| IEC: e-tech: IEC、e-waste に関する新規格を発行 .....                | 4  |
| <hr/>                                                    |    |
| IEC: 新規格リスト .....                                        | 5  |
| ISO: 新規格リスト .....                                        | 9  |
| 国際テーマ: 欠かすことのできない、貴重な水 .....                             | 10 |
| 国際テーマ: 米国、外国製の消費者向けルーターを規制対象に追加 .....                    | 11 |
| 国際テーマ: 南米での認証パートナーシップの状況 .....                           | 12 |
| 国際テーマ: 南アフリカでの通信規制の改正 .....                              | 13 |
| <hr/>                                                    |    |
| USA: FCC: FCC、免許不要無線機器による衛星との直接通信の拡大を提案 .....            | 14 |
| USA: FCC: KDB: 超広帯域 (UWB) デバイスの承認に関するガイダンス .....         | 15 |
| USA: FCC: KDB: 95GHz 超デバイスの放射エミッション試験に関するガイダンス .....     | 15 |
| USA: DOE: 省エネプログラム: 最近の連邦官報による通知 .....                   | 16 |
| USA: EPA: エネルギースター制度の運営主体が EPA から DOE に移行 .....          | 16 |
| USA: ANSI/UL: 新規格リスト .....                               | 17 |
| USA: IEEE: 新規格リスト .....                                  | 19 |
| カナダ: ISED: RSS-Gen — 無線機器の適合性に関する一般要求事項の第 6 版が発行 .....   | 20 |
| カナダ: ISED: RSS-310 — 免許不要無線機器: カテゴリ II 機器の第 6 版が発行 ..... | 21 |
| <hr/>                                                    |    |
| EU: 欧州委員会、EU AI 法の規定及び新たな透明性要件の適用を開始 .....               | 23 |
| EU: 欧州議会・理事会規則(EU) 2026/1744 が公布、機械規則などを改正 (1/2) .....   | 25 |
| UK: UKCA または CE マーク製品の GB 市場への投入に関するガイダンスが更新 .....       | 27 |
| UK: 2027 年 1 月 20 日から北アイルランドでも EU 機械規則を適用、他 .....        | 27 |
| EU: CENELEC: 新規格リスト .....                                | 28 |
| EU: 包装・包装廃棄物規則 (PPWR) が適用開始 .....                        | 29 |
| EU: ETSI: 新規格リスト .....                                   | 30 |
| オーストラリア・ニュージーランド: 電気機器安全制度 (EESS) について (第 3 回) ..        | 31 |
| ニュージーランド: RSM: LoRaWAN と一般利用者無線免許 (GURL) 条件への適合 .....    | 34 |
| オーストラリア: AS/NZS 新規格リスト .....                             | 35 |
| <hr/>                                                    |    |
| 中国: CNCA: 電子機能付き便座等に関する強制製品認証実施規則を公布する公告 .....           | 36 |
| 中国: CQC: 電線・ケーブルのデジタル化製品認証規則の改訂に関する通知 .....              | 37 |
| 中国: 新規格リスト .....                                         | 38 |
| 台湾: BSMI: 蓄電装置類の定置型リチウム蓄電装置等の商品関連検査規定改正案が公示 ..           | 40 |
| 台湾: 新規格リスト .....                                         | 40 |
| 韓国: RRA: 情報通信分野の国家標準の制定・改正・廃止の予告 .....                   | 41 |
| 韓国: MOTIR: 韓国主導による「製造デジタルツイン」国際標準が発行 .....               | 42 |
| 韓国: KS 新規格リスト .....                                      | 43 |
| <hr/>                                                    |    |
| 総務省: リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査 .....                      | 44 |
| 経済産業省: モバイルバッテリーの第三者適合性検査を義務化する方針 .....                  | 45 |
| 国土交通省: 令和 8 年度 第 1 回 空港制限区域内における自動運転技術検討委員会 .....        | 46 |
| <hr/>                                                    |    |
| コスモス・コーポレーションからのご案内: 塩水噴霧試験のご案内 .....                    | 22 |
| (株)コスモス・コーポレーション セミナー (zoom) のご案内 .....                  | 30 |
| ちょっといっぽく〜小クイズコーナー 英国の適合宣言書における法令の参照 .....                | 35 |
| 社長の独り言 .....                                             | 47 |



### IEC: 規格解説: IEC 61000-4-29:2026 の発行情報

今号の IEC 新規格リストに掲載の規格から、IEC 61000-4-29:2026（電磁両立性(EMC)―第 4-29 部: 試験及び測定技術―直流入力電力ポートの電圧降下、短時間停電及び電圧変動イミュニティ試験）の概要を紹介。

### カナダ: ISED: RSS-Gen - 無線機器の適合性の一般要求事項第 6 版が発行

免許を要する無線機器及び免許不要の無線機器に適用される一般要求事項を定めた無線標準仕様、RSS-Gen 第 6 版が 2026 年 7 月 30 日付けで発行された。発行日から 1 年の移行期間が設けられており、この期間中は第 5 版または第 6 版のいずれかに基づき認証申請できる。第 5 版からの変更点は、最新の ANSI/USEMCSC C63 規格の採用と、サイトバリデーションの要求事項の更新や、測定機器の校正に関する要求事項の追加など。

### EU: 欧州議会・理事会規則(EU) 2026/1744 が公布、EU AI 法、機械規則などを改正 (1/2)

2026 年 7 月 24 日に、AI に関する調和規則実施の簡素化を目的とする欧州議会・理事会規則 (EU) 2026/1744 が公布された。この規則では、機械規則 (EU) 2023/1230 を EU AI 法の附属書 I のセクション A からセクション B へ移し、機械分野については機械規則を中心としたセクター別の規制体系へ移行する。これにより、機械に組み込まれる AI システムについて EU AI 法の要求事項との重複を避けつつ、高リスク AI システムに関する健康・安全要求事項を機械規則に組み込むことになる。また、関連する整合規格や共通仕様に適合する AI システムについて、機械規則の健康・安全要求事項への適合を推定する仕組みも設けられる。AI 法自体の改正については次号で紹介する。

### オーストラリア・ニュージーランド: 電気機器安全制度について (第 3 回)

オーストラリアの参加州・準州及びニュージーランドで運用されている電気機器安全制度 (EESS) では、対象となる電気機器を製品のリスクに応じて Level 1～3 の 3 段階に分類し、それぞれに異なる要求事項を適用している。Level 1 は低リスク又はリスクが不明な製品で、EESS への製品登録や適合性証明書の取得は任意である。Level 2 では製品登録と適合性文書ファイルの保持が必要となり、Level 3 では製品登録に加えて適合証明書の取得が必須となる。いずれのレベルでも、関連規格への適合と RCM 表示が求められる。製品のリスクレベルは変更される可能性があるため、EESS の最新の製品リストや AS/NZS 4417.2 を確認することが重要である。また、証明書の取得と EESS への製品登録は別の手続きであり、登録には登録責任供給者による対応が必要となる。

### 経済産業省: モバイルバッテリーの第三者適合性検査を義務化する方針

経済産業省は 2026 年 8 月 31 日に開催した製品安全関係の合同会議で、令和 8 年度の重点課題として「製品安全制度の見直し」「実効性向上」「基盤整備」を示した。このうち制度見直しでは、モバイルバッテリーの安全規制強化が挙げられた。モバイルバッテリーに関する事故は 2021 年の 51 件から 2025 年の 192 件へと約 4 倍に増加しており、第三者適合性検査を義務化する方針が提示された。現行の「自己確認による○PSE 表示」から「自己確認及び第三者適合性検査による◇PSE 表示」へ移行する方向性が示されている。2027 年 3 月からの適合性検査開始を想定し、国内試験機関の受入れ体制の整備や関係省令の整備などが進められる予定。

## UK: UKCA または CE マーク製品の GB 市場への投入に関するガイダンスが更新

### Summary

英国のグレートブリテン（イングランド、スコットランド、ウェールズ）市場への UKCA または CE マーク製品の投入に関するガイダンスが 2026 年 8 月 21 日付けで更新された。適合宣言書のテンプレートにおける「EEE（電気電子機器）」の記載を「product（製品）」に変更したもの。UKCA/CE マーキングの対象が EEE に限られないことを明確にするための変更と考えられる。

グレートブリテンにおける UKCA または CE マーク製品の市場投入に関するガイダンス

URL: <https://www.gov.uk/guidance/placing-ukca-or-ce-marked-products-on-the-market-in-great-britain>

所管: 英国ビジネス・貿易省

発行日: 2026 年 3 月 31 日

最終更新日: 2026 年 8 月 21 日

2026 年 8 月 21 日付け更新内容

「[適合宣言書 \(Declaration of Conformity\)](#)」のテンプレート (odt 形式) を更新、テンプレート中の「EEE（電気電子機器）」を「product（製品）」に変更した。

今回の変更理由は、UKCA マーキングと CE マーキング共に電気電子機器（EEE）以外の製品も対象として含まれていることから、EEE に限定されないことを明確にするためと考えられます。

Source: gov.uk

## UK: 2027 年 1 月 20 日から北アイルランドでも EU 機械規則を適用、他

### Summary

英国政府ウェブサイトにて、「機械の供給（安全）（改正等）及び EU 機械規則（北アイルランドにおける施行等）に関する規則 2026 (S.I. 2026/867)」が公布された。EU では 2027 年 1 月 20 日から機械規則が適用されるが、グレートブリテンとは異なる規制枠組みとなっている北アイルランドでも、ウィンザー枠組みに基づき同日から EU 機械規則が適用される。なお、本規則により、グレートブリテンでも EU 機械規則に適合した機械を受け入れるため、既存の「機械の供給（安全）規則 2008」が改正された。

英国政府ウェブサイトにて、「機械の供給（安全）（改正等）及び EU 機械規則（北アイルランドにおける施行等）に関する規則 2026 (S.I. 2026/867)」が公布された。

URL: <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2026/867/regulation/2/made>

この規則の主なポイントは下記の 2 点である。

- 1) EU では 2027 年 1 月 20 日から機械規則(EU) 2023/1230 が適用されるが、グレートブリテンとは異なる規制枠組みとなっている北アイルランドでも、ウィンザー枠組みに基づき同日から EU 機械規則が適用される。(Part 3、4.~15.)

※ウィンザー枠組み: 英国の EU 離脱後、北アイルランドとアイルランドの間の国境管理を避け、北アイルランドの EU 単一市場へのアクセスを維持するため、2023 年に英国と EU が合意した枠組み。

- 2) グレートブリテンでも EU 機械規則に適合した機械を受け入れるため、既存の「機械の供給（安全）規則 2008」を改正する。(Part2、2.)

Source: gov.uk



株式会社コスモス・コーポレーション

## 試験設備のご案内(塩水噴霧試験)

### ◎ 複合環境塩水噴霧試験機

材料の耐腐食性を確認・検証される際は、是非ご連絡ください。

#### <試験装置>



専用の設置台により大型の重量物にも対応可能です。

### 仕 様

|          |                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 温度設定範囲   | 塩水噴霧試験: 35℃～50℃<br>乾燥試験: (室温+10℃)～70℃<br>湿潤試験: 40℃～60℃(湿度: 50～95%) |
| 試験溶液     | 中性塩水(pH6.5～7.2)                                                    |
| 対応可能規格   | ISO9227, JIS Z 2371, IEC60068-2-52 等                               |
| テストエリア寸法 | W1080mm × H360mm × D650mm<br>(試験可能サイズに関しては、お問い合わせください。)            |

弊社では他にも、国内外の安全規格 などの粉塵試験、水の浸入に対する保護の試験 等様々な試験を行っています。

安全試験・環境試験・信頼性試験をご検討の際は、是非下記の弊社窓口へご相談ください。

大阪事業所：〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町718-1  
URL： [www.safetyweb.co.jp](http://www.safetyweb.co.jp) E-mail： [sales@cosmos-corp.com](mailto:sales@cosmos-corp.com)  
【お問い合わせはCS部まで -- TEL: 0598-30-5225(直通), FAX: 0598-30-5571】

株式会社コスモス・コーポレーション

## 社長の独り言

2026 年 9 月 1 日

濱口 慶一

皆様、いかがお過ごしでしょうか。

異常と言われるほどの気候変動が、大きな事故や災害を引き起こしています。遠くチベット地方では、氷河の融解による土砂流で大きな災害が発生し、いまだに行方不明者の数もはっきりしない状況です。日本でも、熊本地方の地震や大雨による石川県地方の災害など、これまでとは何かが違うのではないかと思うような現象が各地で起こっています。このような災害や事故は、いつ、どこで発生するか分かりません。皆様も、業務中や移動中にこのような災害に遭わないよう、普段から身の回りの状況に注意してください。製品安全と同じように、日常生活においても、まず自分なりにリスクを分析し、起こり得る問題を想定して対策を講じておくことが大切だと思います。

昨日は、高速道路を使って大阪へ移動していました。少し考え事をしていた運転に集中していなかった私も悪いのですが、車の追突防止センサが突然作動し、急ブレーキがかかりました。驚いて私自身もブレーキを踏みましたが、幸い事なきを得ました。大型トラックの後ろを走っていたため、トラックの前を走る車の挙動は見えませんでした。どうも数台前の小型バンがパンクしてブレーキングし、後続車も次々にブレーキをかけたようです。たまたま追突防止装置が付いていたため、大事に至らなかったのだと思います。これで、社用車に救われたのは、居眠り運転で3回、追突で1回となります。少し価格が高くても、この種の保護機能が付いた車を購入する際には、ぜひ選択肢に入れてください。

先の「社長の独り言」で、Mac M5 GPU 128GB を購入したと報告しましたが、社内でも Windows 版で同じようなシステムを構築し、「LM Studio」を導入して、幹部が社内用として使い始めました。AI の回答がすべて正しいといえるようになるには、まだ時間がかかりますが、少なくとも私に都度確認する作業は大幅に減らせそうです。判断に使うデータとして、これまで蓄積してきた経験やノウハウを参照させれば、誤った回答を大幅に減らせるはずです。これをコツコツ進めることで、今後素晴らしいアシスタントに成長してくると確信しています。読者の皆様も、将来同僚や後輩の方が AI で検索できるよう、できるだけノウハウを PDF 形式などで残していただくことをお勧めします。

さて、製品安全評価・認証業務に関わる技術者から、「規格に書かれていないから要求されない」という発言を、さまざまな委員会では他機関の代表者から聞くことが多くなりました。新しく規格を作成したり、必要に応じて改訂したりする場合でも、関係者の間で周知された知識や要求事項については、新しい改訂規格にはあえて記載しないという考え方があるのかもしれませんが。そのため、規格に明記されていないことだけを理由に、「規格要求がない」と判断しないようお願いします。あくまでも、規格で明示されている要求事項と同等の水準を期待し、業界で常識とされる製品寿命を設計者が確実に守り、その寿命中に事故が生じないよう製品安全設計を行うことが、設計者の使命だと考えています。

趣味の日本蜜蜂の養蜂についてです。月刊誌『致知』が指導する木鶏会の記事について、社内でも、人間性を磨いていただきたい社員には参加を義務付けて勉強してもらっています。私自身も社外のグループに参加して勉強しています。そのグループに、日本蜜蜂に興味を持たれている方がいましたので、「では、1 群もらってください」と、最後の 1 群を差し上げました。また来春の捕獲に向けて頑張りたいと思います。移動の際、以前はあちこち刺されたものですが、今回は何も刺されず、もらい手の車に積まれていきました。「俺んちにいたくなかったのかなあ？」と少しショックを感じています。

## ● ニュースレターの内容

本誌は、**EMC、安全、及び省エネ(EMC, Safety and Energy Conservation)**等の分野に係わる、世界の主要機関・地域において実施され、かつ電気電子製品に適合が求められている規格/法規制に関連する情報をお届けします。

重要情報を幅広く調査、収集、かつ、要約して掲載し、当該分野の最新情報、潮流をすばやく捉えていただけることが本誌の目標です。情報源を明示しますので、読者の皆様の関心の大きさに応じてさらに深掘りしていただくことができます。

本誌の内容は、各国の規制・規格の対象製品の試験、認証、開発、管理に携わる方々にとり必読です。

- 対象機関・地域: IEC 等国際機関、ならびに、FCC、UL を含む米国、EU、CENELEC、CEN を含む欧州、その他オセアニア及び日本を含むアジアの各地域

- 情報源: 上記の対象機関・地域のウェブサイトもしくは情報サービス。また、ご協力の同意をいただいた日本国内及び米国・欧州・中国・韓国・台湾などの、当該分野の識者の方から提供された情報。

## ● 本誌購読のお申し込み方法

コスモス・コーポレイション CS 部まで [ishii-keisuke@cosmos-corp.com](mailto:ishii-keisuke@cosmos-corp.com)

Tel 0598-30-5225

Fax 0598-30-5571

- 発行: 年間 11 回発行。各号 A4 版、46 ページ前後。

- 価格: 各号 2,000 円 (年間購読の場合 1 年 11,000 円)(消費税込)

## ● 本誌の内容案内、ご購入案内は、<https://www.safetyweb.co.jp/services/other/publication/>

本誌の記事が正確であるよう最大の努力を払っておりますが、間違いが含まれていることがあるかもしれません。本情報をご使用になられる場合はご自身でもう一度ご確認ください。

株式会社コスモス・コーポレイションは、下記ウェブサイトの運営体からそれぞれ個別の条件の下、Web 情報の引用、転載につき許可をいただいております。翻訳転載された記事の著作権は原著作者者に属します。本誌掲載記事の無断転載を禁じます。本誌の複製、再配布は電子的なものを含み禁じます。

|       |                                                                   |                  |
|-------|-------------------------------------------------------------------|------------------|
| 国際機関  | IEC: International Electro technical Commission                   | 国際電気標準会議         |
| 米州    | A2LA: American Association for Laboratory Accreditation           | 米国試験所認定協会        |
|       | ANSI: American National Standards Institute                       | 米国規格協会           |
|       | FCC: Federal Communications Commission                            | 連邦通信委員会          |
|       | IEEE: Institute of Electric and Electronics Engineers             | 米国電気電子学会         |
|       | CSA: Canadian Standards Association                               | カナダ規格協会          |
| 欧州    | CENELEC: European Committee for Electro technical Standardization | 欧州電気技術標準化委員会     |
|       | ECO : European Communications Office                              | 欧州通信オフィス         |
|       | ETSI: European Telecommunications Standards Institute             | 欧州電気通信標準協会       |
|       | EU/EC: European Union/European Commission                         | 欧州連合/欧州委員会       |
| オセアニア | ACMA: Australian Communications and Media Authority               | オーストラリア通信/メディア局  |
|       | ESO: Electrical Safety Office                                     | 電気安全局            |
|       | NZ: New Zealand Government Radio Spectrum Management              | ニュージーランド無線周波数管理課 |
|       | WorkSafe New Zealand                                              | ニュージーランド労働安全局    |
| アジア   | BSMI: Bureau of Standards, Metrology & Inspection                 | 台湾經濟部標準檢驗局       |
|       | CNS: Chinese National Standards Online Service                    | 台湾中国国家規格検索システム   |
| 日本    | METI: Ministry of Economy, Trade and Industry                     | 経済産業省            |
|       | MIC: Ministry of Internal Affairs and Communications              | 総務省              |
|       | NPB: National Printing Bureau                                     | 独立行政法人国立印刷局      |
|       | VCCI: Voluntary Control Council for Interference                  | 一般財団法人 VCCI 協会   |

Cosmos Corporation is granted the copyright authorization for the reproduction of the website information from the above listed organizations with each organization's conditions. Further use, modification, redistribution of the information on the Cosmos Newsletter on EMC & Safety is strictly prohibited.

## コスモス ニュースレター EMC & 安全(Cosmos Newsletter on EMC & Safety) 2026-09-01(No. 189)

発行所: 株式会社コスモス・コーポレイション 本社・松阪事業所

住所: 〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718 番地 1 ホームページ: <https://www.safetyweb.co.jp/>

発行人: 濱口慶一

編集担当: 山中慎一

© 2026 株式会社コスモス・コーポレイション Cosmos Corporation

本誌の複製、再配布は電子的なものを含み禁じます。